

し等和解案を で可決!

12月
定例会の
あらし

12月定例会は26年12月9日から11日まで3日間にわたって開かれ、御蔵の湯の建物明け渡し等に関する和解についてや補正予算などを審議し、全て原案のとおり可決承認しました。また、請願1件を採択し、請願に基づく意見書を

可決しました。

一般質問（5／11ページに掲載）では6人の議員が登壇し、町政全般の課題について活発な議論が行われました。



御蔵の湯の建物は解体される予定です

NPO問題の一つの要因となった御蔵の湯に対する町の所有権を主張する裁判の提起を25年12月定例会で議決し、裁判を行ってききました。

このたび裁判所から、町の主張の大部分が認められた和解案が町に提示されました。このことを受けて提案された和解案を全員賛成で可決しました。

■和解について

▽相手方 破産者（大雪りばあねっと）の破産管財人、株式会社オールブリッジ

▽和解の概要

・御蔵の湯の建物および物と共に扱うのが適当な動産を町が所有することを相手方が認める。

・訴訟費用は各自が負担。
※和解案項案には、御蔵の湯の建物および建物と

共に扱うのが適当な動産については、27年2月10日までに町に引き渡されることが盛り込まれています。

▽町が和解に応じようとした理由

①裁判所から提示された和解案の内容について検討した結果、町の主張の趣旨に合致し、和解案が町にとって著しく不利益なものでないため

②紛争の長期化による裁判費用の増加を回避するため

■主な質疑

問 御蔵の湯に関する責任について、町は和解後も追求していくのか。

豊間根総務課長 進行中の民事訴訟で審理されていくと考える。